

独立行政法人大学評価・学位授与機構職員再任用規則

平成16年4月1日

規則第53号

最終改正 平成18年3月30日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、再任用された職員（以下「再任用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(再任用の基準)

第2条 機構長は、再任用に際しては、労使協定書で定めた選定基準等により採用するものとする。

(再任用の任期)

第3条 再任用の任期については、1年を超えない範囲内の期間とする。

(任期の更新)

第4条 機構長は、前条の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 機構長は、前項の規定により、任期を更新する場合には、あらかじめ再任用職員の同意を得るものとする。

(再任用の上限年齢)

第5条 再任用職員の雇用期間（更新された期間を含む。）の上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(休暇)

第6条 定年退職に引き続き再任用職員となった者の年次休暇は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号）第17条の規定にかかわらず、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第4条により任期が更新された場合の年次休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数及び時間とする。

(退職手当)

第7条 再任用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第8条 機構長は、再任用職員の定年退職の日以前の職員としての在職期間中の行為が就

業規則第44条に規定する懲戒の事由に該当した場合には、これに対して懲戒に処することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。